

京都市伝統的建造物群保存地区条例（以下「条例」という。）に違反した者に対して、条例第9条の規定に基づく命令を行いましたので、次のとおり公告します。

平成26年 7月 3日

京都市長 門川 大作

1 違反行為地

京都市東山区八坂上町368番地の3

2 違反行為の内容

京都市伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物において、条例第4条第1項の規定に基づく許可を受けずに、許可基準に適合しない外観の変更をしたこと。

3 命令の内容

平成26年7月27日までに、次の(1)及び(2)の行為を行った本件建築物の外観を、行為前の状態に原状回復すること。

(1) 北側高塀の外壁をショウウィンドウとして開放

(2) 東側の外壁にカウンターを設置

4 命令を行った日

平成26年6月27日

(都市計画局都市景観部景観政策課)